（予備電源）

第二十三条　使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

（通信連絡設備等）

第二十四条　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

２　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

３　使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

第三章　雑則

（電磁的記録媒体による手続）

第二十五条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十三号）

二　使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める規則（平成十二年通商産業省令第百十四号）

三　使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号）

別記様式（第25条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則第３条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項

１　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第九号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十六条の二の規定に基づき、再処理施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

再処理施設の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　安全機能を有する施設（第四条―第三十一条）
第三章　重大事故等対処施設（第三十二条―第五十一条）
第四章　雑則（第五十二条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射線　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二　管理区域　再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三　周辺監視区域　再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。

四　放射性廃棄物　再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。

五　運転時の異常な過渡変化　再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

六　設計基準事故　事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。

七　安全機能　事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。

八　安全機能を有する施設　事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。

九　安全上重要な施設　事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。

十　重大事故等対処施設　事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。

十一　重大事故等対処設備　事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。

十二　多重性　事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。

十三　独立性　事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。

十四　多様性　事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。

（特殊な設計による再処理施設）

第二条　特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。

２　前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。